

平成24年(ワ)第213号、平成25年(ワ)第131号、同第252号
平成26年(ワ)第101号、平成27年(ワ)第34号 福島原発避難者損害賠償請
求事件


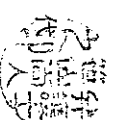
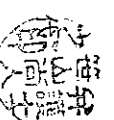
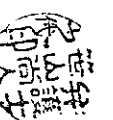
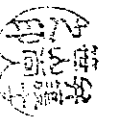

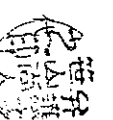
原告 早川篤雄 外587名
被告 東京電力ホールディングス株式会社

2017 (平成29)年3月1日

福島地方裁判所いわき支部 (合議1係) 御中

準備書面(286)

避難慰謝料の終期—債務の承認及び避難先における住宅の取得

原告ら訴訟代理人弁護士	小野寺利孝	
同	広田次男	
同	鈴木木堯博	
同	米倉勉	
同	笹山尚人	
同	鳥飼康二	
同	田邊一隆	
同	外	

本準備書面においては、本件で原告らが請求している避難慰謝料の支払いについて、その終期に関して下記のとおり主張する。

第一に、被告による債務の承認があることについて確認する。

第二に、本件事故による避難指示が長期間にわたって継続し、あるいは解除されるという事態の中で、原告らが避難先で住宅を取得した場合について、下記のとおり整理する。

記

1 債務の承認

被告は、2015年8月26日付プレスリリース「避難指示解除準備区域・居住制限区域における精神的損害等に係る具体的なお取り扱いについて」（甲A285）において、避難指示解除準備区域・居住制限区域（大熊町・双葉町を除く）については、早期に避難指示が解除された場合においても、帰還した住民の方々の生活再構築のためには復興支援を通じた避難指示解除準備区域・居住制限区域全体としての環境整備が必要とされている点を踏まえ、避難生活等による精神的損害、その他実費等の損害を支払う旨告知している。

避難慰謝料については、①包括請求方式を選択した避難者に対しては一人当たり月額10万円を、包括請求で支払った期間の最終年月の翌月から2018年3月まで一括で支払う、②従来請求方式を選択した避難者に対しては一人当たり月額10万円を、2018年3月まで3か月ごとに支払う、としている。

このプレスリリースは、被告自身が、本件事故時において大熊町・双葉町を除く避難指示解除準備区域または居住制限区域に生活の本拠を有していた原告らについて、少なくとも2018年3月までは避難慰謝料の終期は到来しないことを認めた（債務の承認をした）意思表示にはかならない。

したがって、原告らについて、たとえば避難先で住宅を購入した等の事情があったとしても、避難慰謝料の終期は到来しておらず、裁判所は、被告に対し、該原告らの全請求期間について、避難慰謝料（月額50万円）の支払いを命じるべ

きである。

2 原告らが避難先で住宅を取得した場合について
次に、2018（平成30）年4月以降については、以下のとおり解されるべきである。

(1) 避難慰謝料支払いの終期

避難慰謝料の支払いは、基本的には、帰還ないし移住のいずれかが確定的に実現して、生活状況の安定が回復し、避難行動による著しい生活阻害が収まった時点で終了する。

ここにいう移住とは、「従前の居住地ではない新たな場所を定めて居住し、定住する意思をもって、継続的に安定した生活を確立すること」を指す。

なぜならば、避難慰謝料の根拠となる被害の性質は、避難生活がもたらす重大な生活阻害である。原賠審の中間指針は、「6 精神的損害の指針1）①」として、避難者の「自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛」として、1人月額10万円の損害額を計上しているが、これは本件で原告らが請求している避難慰謝料に相当する。

ここに挙げられている、自宅以外での生活によって「正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛」とは、具体的な内容としては、他所（よそ）での避難生活を強いられることによる、次のような心身の苦痛・不安・不便・不自由などによる精神的苦痛である。

- ・心身の苦痛：避難所等の劣悪な生活環境、親類宅での遠慮、家族との離別、離散、被害者同士の軋轢、被ばくによる差別
- ・不安：見しらぬ土地での生活上の不安、先行きの展望のなさ、仕事の喪失、情報不足、被ばくによる不安
- ・不便：避難所や仮設住宅の悦悪な構造、設備、立地

・不自由　：借り物の生活、仮の住居による不自由

そうだとすると、これらの避難生活による著しい生活阻害（苦痛・不安・不便・不自由等）は、本来の居住地に帰還して元の生活が回復するか、あるいは別の場所に定住することにより、継続的に安定した生活が実現すれば、そうした事態が終息することが期待できるからである。

（2）「仮住まい」と「定住」

以上のおりであるから、原告らが避難先で住宅を取得して居住しただけでは、そこに「定住」したとはいえない。当面の居住地として住居を得ても、そこに定住する意思をもって、継続的に安定した生活を確立していなければ「定住」したとはいえず、やはり暫定的な仮住まいに過ぎない。そうした仮住まいである限り、避難生活は継続している。

実際にも、多くの避難者において、仮設住宅や借り上げ住宅における居住環境の劣悪さから逃れ、少しでも落ち着いた居住環境を回復するために、当面の住居を取得する例が見られる。しかし、そうした場合にも多くは、その住居に「定住する」という決断までできておらず、自分が今後どこに定住しないし永住するかは決めかねており、移住したとはいえない。

本件原告においても、少なくとも世帯で、仮設住宅や借り上げ住宅における狭さや、居住環境・設備の劣悪さに耐えられず、ともかく落ち着いて生活ができる環境を得るために「持ち家」に移ることが必要だったという例が見られる。

しかしこれらの例においても、原告らは、必ずしも移住を決断したものである。むしろ、住宅を取得して居住しても、移住した訳ではないと述べる原告が多数である。それらの原告は、いつかは元の自宅（元の居住地）に帰還するのが希望であって、取得した住宅（地域）に定住したのではない。住

宅の取得は、避難先の仮住まいではあっても、せめて、まともな住環境を確保したかったのである。

(3) 住宅の取得による居住と避難慰謝料の支払い

このような実情からすれば、避難先に住宅を取得して転居が実現しても、上記の「避難生活を強いられることによる心身の苦痛・不安・不便・不自由等」のうち、避難所や仮設住宅の悦悪な構造、設備、立地など、居住環境や生活環境の劣悪さによる苦痛や不便はある程度緩和されても、それ以外の要素は解消していない。

すなわち、避難先に新たな住宅を取得して居住しても、家族の離散や被害者同士の軋轢という精神的苦痛はなくなっていない。また、被ばくによる差別や不安、あるいは見しらぬ土地での生活上の不安はなくなるならない。避難生活による先行きの展望のなさ、仕事の喪失、情報不足による不安、あるいは借り物の生活・仮の住居による不安等はいずれも解消されていない。そうである以上、避難生活による著しい生活阻害は解消していない。

従って、避難先で住宅を取得しても、定住したのではない場合には、避難慰謝料の支払いが継続されなければならない。

以上